

公益財団法人岡山県動物愛護財団寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人岡山県動物愛護財団（以下「本法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義等は次に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄付金 法人または個人からの寄付金で、その寄付金を使用して行う事業の指定がないものをいう。
- (2) 指定寄付金 法人または個人から、受け入れる寄付金で、用途を指定した、寄付金をいう。
- (3) 寄付金とは一般寄付金と指定寄付金を合わせたものをいう。

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 本法人は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の運営)

第3条 本法人が行う寄付金の運営は、理事会の決定に基づいて行う。

(寄付金の使途)

第4条 一般寄付金は、その 50%以上を公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。

2 前項については寄付者に了解を得るものとする。

3 指定寄付金は、全額を寄付者の指定した使途に使用するものとする。

(寄付受入の制限)

第5条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法律に抵触するとき
- (2) 本法人の業務遂行上支障があるとき
- (3) 本法人が受け入れるときに、社会通念上不適当と認められるとき
- (4) 反社会的勢力に係るものからの寄付と認められるとき

(領収証等の交付)

第6条 寄付金を受領したときは、遅滞なく領収証等を寄付者に交付するものとする。

(情報の公開)

第7条 本法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項に定める事項について事務所への備置き及び閲覧等に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、本法人の理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は令和7年4月1日から施行する。